

沖縄労働局発表  
平成27年2月27日

担当	沖縄労働局労働基準部 監督課長 橋本 泰明 監察監督官 嘉手納 尚 電話：098-868-4303
----	--

## 雇用の質の向上を目指し

### 労働条件明示・書面交付強化月間（3／1～31）

#### を実施します。

県内の求人倍率が復帰後の最高値を継続して更新するなど、雇用情勢は回復傾向を示しているものの、沖縄労働局、労働基準監督署、ハローワークに寄せられる労働相談は未だ高い水準で推移している状況にあります。

労働条件が書面で明示されていないことを原因とするトラブルも依然として多く見受けられ、トラブルの未然防止を図る観点からも労働条件書面明示の履行確保が大きな課題です。

このため沖縄労働局では、労働条件書面明示の履行確保の徹底を図るため、新規採用が最も多い4月を控えた「3月」を「労働条件明示・書面交付強化月間」と位置づけ、「平成26年度労働条件明示・書面交付強化月間実施要綱」（[別添参照](#)）を策定し、労働局、労働基準監督署及びハローワークが一体となって本取組を推進することとしています。

#### 【月間中の主な取り組み】

- ・ 新聞広告掲載による県民への啓発
- ・ 主要な労使団体（計10団体）への周知協力要請
- ・ 労働局、労働基準監督署、ハローワーク一体となった周知啓発活動（懸垂幕、ポスター、のぼり旗等の掲示）
- ・ ハローワークにおける求人事業場への[リーフレット](#)等の直接配布など

#### ◎ 参考

##### 労働基準法第15条（労働条件の明示）

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、書面を交付する方法により明示しなければならない。